



分別は適切に行いましょう。〈ながしまエコ通信〉

最近、回収したプラスチックの中に弁当箱やタッパ、リモン、携帯電話など、改修品目以外の「硬質プラスチック」が混入していることが見受けられます。そのまま回収されると、ごみ処理機械の故障や作業員のけが、発火などの原因になりますので、硬質のプラスチックは「燃やせるごみ」、リモンや携帯などは電池やバッテリーを外して「燃えないごみ」に出してください。詳しくは問い合わせください。

問い合わせ先
 役場介護環境課
 環境衛生係
 ☎(86)1153[直通]

プラスチックで回収しないもの



鹿児島県の最低賃金が改正

鹿児島県の最低賃金が改正されました。最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。詳しくは次の表をご覧ください。

問い合わせ先
 鹿児島労働局賃金室
 ☎099(223)8278

※特定最低賃金(産業別最低賃金)は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

適用範囲	効力発生日	時間額	鹿児島県 最低賃金
鹿児島県内のすべての労働者および使用者に適用されます。ただし、特定の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。	令和3年 10月2日	821円	

※電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は842円。
 (医療用計測器製造業は除く)
 ※自動車(新車)小売業は872円。